

## 加須市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）改訂（案）の概要

今回の改訂は、

- ①上位計画である国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画の修正等との整合
- ②令和6年能登半島地震における各種課題、検証結果や組織改正に伴う業務の見直し等の反映の2点により改訂を図り、激甚化する災害に迅速に対応するものである。

## 1 主な改訂のポイント

※頁番号（P●●）は新旧対照表の該当頁

### （1）震災対策編、風水害対策編改訂共通事項

#### ①災害警戒本部の削除、危機対策会議への移行（震災 P26, 69, 風水害 P21, 93）

現計画では、災害対応の配備体制や役割も下記のとおり（現行）としている。

実務は、特に風水害対策時、警戒本部の設置前に情報収集室を立ち上げ、その情報をもとに危機対策会議を開催し、重要事項を決定している。このため、危機対策会議が災害警戒本部と同様の機能を有している。

危機対策会議を継続し、各種検討事項等協議し、災害対策本部設置時に危機対策会議の議長及び災害対策本部長は市長のため、そのまま迅速に移行できる。

震災対策編及び風水害対策編の体制を合わせることで参集体制等分かりやすくする。

このことから危機対策会議を災害警戒本部と同格と位置づけ、災害警戒本部を削除する。

#### 【震災対策編】

（現行）

体制	配備基準	責任者
危機対策会議	位置付けなし	市長
災害警戒本部	・震度5弱の地震が発生した場合 ・災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合	副市長
災害対策本部	・震度5強の地震が発生した場合 ・甚大な災害が発生した場合	市長



（改訂後）

体制	配備基準	責任者
危機対策会議	・震度5弱の地震が発生した場合 ・災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合	市長
災害警戒本部	→震度5弱の地震が発生した場合 →災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合	副市長
災害対策本部	・震度5強の地震が発生した場合 ・甚大な災害が発生した場合	市長

#### 【風水害対策編】

（現行）

体制	配備基準	責任者
危機対策会議	・比較的小規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市長
災害警戒本部	・比較的中規模な風水害が発生し、又は発生が予想されるなどの場合 ・各種警報等の発表が予想されるなど災害対策本部の設置基準に至らない場合	副市長
災害対策本部	・市内各地域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市長



（改訂後）

体制	配備基準	責任者
危機対策会議	・比較的小・中規模な風水害が発生し、又は発生が予想されるなどの場合 ・各種警報等の発表が予想されるなど災害対策本部の設置基準に至らない場合又はおそれがある場合	市長
災害警戒本部	→比較的中規模な風水害が発生し、又は発生が予想されるなどの場合 →各種警報等の発表が予想されるなど災害対策本部の設置基準に至らない場合	副市長
災害対策本部	・市内各地域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市長

②組織改正に伴う業務配分、危機管理監の位置付け（全体）

ア 令和3年度から令和6年度までの組織改正の反映

令和3年度から令和6年度までの組織改正については、読み替えで対応としている。  
今回の改訂に併せて計画に反映する。

【主な変更点（例）】

・健康医療部 → 健康スポーツ部

・生涯学習部スポーツ振興課 → 健康スポーツ部スポーツ振興課

（スポーツ振興課の配備体制は、生涯班であり、実施担当者は生涯学習部長であった。  
現在は、健康スポーツ部に属していることから生涯班での施設管理（体育施設の被害状況調査等）業務を健康スポーツ部体育班として継続する。

・市民相談室（総合政策部） → 総務部 人権・男女共同参画課

（市民相談室は、配備体制では相談班であり実施担当者は総合政策部長であった。  
現在は、人権・男女共同参画課に編成されたため、総務部に属していることから相談班（コールセンターの設置等）は、総務部へ移行する。

イ 危機管理監の位置付け

（令和6年度より災害に強い安全なまちづくりを行っていくため、新たな役職として危機管理監を設置した。事務局である総括班の担当責任者として位置づけ、災害時の情報収集から市長等への情報共有、助言、災害対策本部の各班との調整や対応等を主の業務とする。

③備蓄計画の見直しの反映（震災 P120、風水害 202）【新設】

本市では、東日本大震災をはじめとする過去の災害からの教訓を踏まえ、食料、飲料水、生活必需品等の物資を一定量備蓄している。

令和6年に発生した能登半島地震等をはじめ、近年の災害は激甚化しており、被災地における備蓄品が不足している現状から、本市でも大規模災害発生時に備蓄品が不足することのないよう、支給対象者を修正し、計画内に①支給対象者②備蓄品目③備蓄場所について定める。

【支給対象者の修正】

平成24年、25年度埼玉県地震被害想定調査に基づき、本市において被害が甚大である茨城県南部地震を想定している。

今回の修正は、避難者数を茨城県南部地震の最大値とし、支援者に、自治会や民生委員・児童委員等を算入することとする。

（修正前）

内容	人数	根拠
避難者	586人	1日後の避難場所避難者※1
帰宅困難者	14,419人	平日12時の人数※1
支援者	786人	職員
計	15,791人	



（修正後）

内容	人数	根拠
避難者	1,444人	1週間後の避難場所避難者※1
帰宅困難者	14,419人	平日12時の人数※1
支援者	1,363人	職員、支援者（自治会、民生委員・児童委員等）
計	17,226人	

震災時	水害時																												
<p>1 支給対象者の想定</p> <p>備蓄品の支給対象者は、避難者、帰宅困難者及び支援者とする。</p> <p>※「平成 24・25 年度 埼玉県地震被害想定調査」に基づく、茨城県南部地震による避難者数等想定結果の最大の避難者数、帰宅困難者数及び支援者数を基に算出する。</p> <p>(1)避難者：1,444 人 (避難所避難者数 722 人、避難所外避難者数 722 人)</p> <p>(2)帰宅困難者：14,419 人</p> <p>(3)支援者数：1,363 人 (市職員 690 人、自治協力団体 543 人、民生委員・児童委員 130 人)</p>	<p>1 支給対象者の想定</p> <p>備蓄品の支給対象者は、避難者、帰宅困難者及び支援者とし、想定は、避難場所の最大収容人数とする。</p> <p>想定者数：23,715 人</p>																												
<p>2 備蓄品目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>保存水</td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td>トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等</td> </tr> <tr> <td>避難場所用品</td> <td>発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーテーション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート養生テープ等</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	食料	アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応	飲料水	保存水	生活必需品	トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等	避難場所用品	発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーテーション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート養生テープ等	<p>2 備蓄品目</p> <p>風水害は起こる前に避難行動するため、原則自宅で備蓄している物を持ち出し、活用等するが、不足する場合に活用できるよう備蓄する。</p> <p>なお、備蓄品目については、震災対策編を準用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>保存水</td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td>トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等</td> </tr> <tr> <td>避難場所用品</td> <td>発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーテーション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート養生テープ等</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	食料	アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応	飲料水	保存水	生活必需品	トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等	避難場所用品	発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーテーション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート養生テープ等								
品目	内容																												
食料	アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応																												
飲料水	保存水																												
生活必需品	トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等																												
避難場所用品	発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーテーション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート養生テープ等																												
品目	内容																												
食料	アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応																												
飲料水	保存水																												
生活必需品	トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等																												
避難場所用品	発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーテーション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート養生テープ等																												
<p>3 備蓄場所</p> <p>備蓄品は、震災時の輸送等考慮し、避難場所運営に最低限必要な備蓄品を避難場所等の備蓄倉庫または、空きスペースを活用し、分散備蓄とする。分散備蓄以外に発災直後の初期対応時に使用しない物資・資機材また、避難場所に備蓄場所が確保できない場合は、集中備蓄として次の防災倉庫へ備蓄する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">加須地域</td> <td>下高柳防災倉庫</td> <td>下高柳 1932-1</td> <td>危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>加須市防災センター防災倉庫</td> <td>北小浜 780-1</td> <td>市民協働推進課</td> </tr> <tr> <td>志多見倉庫内防災倉庫</td> <td>志多見 1883-1</td> <td>危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	地域	名称	所在	所管課	加須地域	下高柳防災倉庫	下高柳 1932-1	危機管理防災課	加須市防災センター防災倉庫	北小浜 780-1	市民協働推進課	志多見倉庫内防災倉庫	志多見 1883-1	危機管理防災課	<p>3 備蓄場所</p> <p>備蓄品は、災害時の輸送等考慮し、避難場所運営に最低限必要な備蓄品を避難場所等の備蓄倉庫または、空きスペースを活用し、分散備蓄とする。分散備蓄以外に発災直後の初期対応時に使用しない物資・資機材また、避難場所に備蓄場所が確保できない場合は、集中備蓄として次の防災倉庫へ備蓄する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">加須地域</td> <td>下高柳防災倉庫</td> <td>下高柳 1932-1</td> <td>危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>加須市防災センター防災倉庫</td> <td>北小浜 780-1</td> <td>市民協働推進課</td> </tr> <tr> <td>志多見倉庫内防災倉庫</td> <td>志多見 1883-1</td> <td>危機管理防災課</td> </tr> </tbody> </table>	地域	名称	所在	所管課	加須地域	下高柳防災倉庫	下高柳 1932-1	危機管理防災課	加須市防災センター防災倉庫	北小浜 780-1	市民協働推進課	志多見倉庫内防災倉庫	志多見 1883-1	危機管理防災課
地域	名称	所在	所管課																										
加須地域	下高柳防災倉庫	下高柳 1932-1	危機管理防災課																										
	加須市防災センター防災倉庫	北小浜 780-1	市民協働推進課																										
	志多見倉庫内防災倉庫	志多見 1883-1	危機管理防災課																										
地域	名称	所在	所管課																										
加須地域	下高柳防災倉庫	下高柳 1932-1	危機管理防災課																										
	加須市防災センター防災倉庫	北小浜 780-1	市民協働推進課																										
	志多見倉庫内防災倉庫	志多見 1883-1	危機管理防災課																										

騎西地域	騎西総合体育館内 防災倉庫	外川 355	スポーツ振 興課	騎西地域	騎西総合体育館 内防災倉庫	外川 355	スポーツ振 興課
	騎西第1浄水場車 庫防災倉庫	西ノ谷 116	水道課		騎西第1浄水場 車庫防災倉庫	西ノ谷 116	水道課
北川辺 地域	伊賀袋防災倉庫	伊賀袋 175-5 地先	北川辺地域 振興課	北川辺 地域	伊賀袋防災倉庫	伊賀袋 175- 5 地先	北川辺地 域振興課
大利根 地域	大利根総合支所防 災倉庫	北下新井 1679-1	大利根地域 振興課	大利根 地域	大利根総合支所 防災倉庫	北下新井 1679-1	大利根地 域振興課
	大利根第2浄水場 内防災倉庫	北下新井 1578-1	水道課		大利根第2浄水 場内防災倉庫	北下新井 1578-1	水道課

④情報収集、分析、発信の強化（震災 P19, 86, 92, 149、風水害 P8, 18, 111, 168, 174, 220）【拡充】

情報伝達手段のひとつにコミュニティ FM 放送を追加する。災害時緊急放送に関する協定を締結している(株)わたらせコミュニティメディアの協力を得て、災害発生時、各種情報の放送を行う。

また、大規模災害や通信障害時に、情報収集や安否確認などを支援するために、事業者横断的に共通の仕様に基づいて無償で提供する共通の公衆無線 LAN「00000JAPAN」を活用する。

施策	内容	担当
コミュニティ FM 放送	災害時緊急放送に関する協定を締結している(株)わたらせコミュニティメディアの協力を得て、災害発生時等、各種情報の放送を行う。	危機管理防災課 ・シティプロモーション課
公衆無線 LAN（フリー Wi-Fi）の活用	災害時における通信手段を確保するため、公共施設に設置された公衆無線 LAN(00000JAPAN)を活用する。	危機管理防災課 ・DX推進課

⑤受援対策（人、物、部屋、備品）の強化（震災 P14, 16, 113、124、風水害 P12, 14, 159, 186、206）

【新設】

災害時の活動組織体制や活動手順を明確化し、必要な人的、物的支援を円滑に受け入れられるよう、受援体制を整備する。

施策	内容	担当
災害時受援計画の実施	災害時受援計画に基づき、必要な人的支援及び物的支援について、応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する。	危機管理防災課 ・全課

第6 物資受入れ体制

1 物資の受入れ体制の概要は、次のとおりである。

(1)各現場からの要望

避難場所、災害現場、災害ボランティアセンター等における食料や生活物資、資機材の不足等の要望を、各担当班から備蓄支援物資班が聴取し取りまとめる。

(2)物資要望

備蓄支援物資班が取りまとめた要望に応じて、受援対策班は、国や県、協定団体に必要物資の支援可否を打診する。各団体より必要物資の調達可能な場合、総括班と調整し、災害対策本部へ協議の上、本部長が要請する。

社会福祉協議会は、日本赤十字埼玉県支部に対し、日常生活用具等を要請する。

(3)救援物資集積所

各団体からの物資は、備蓄支援物資班にて、指定した拠点物資集積場所に集積し、必要な避難場所への仕分けを行う。

なお、備蓄支援物資班等にて集積・仕分けが困難な場合は、受援対策班と調整し、外部からの人的支援を要請する。

#### (4)輸送

下水班及び給水班は、各避難場所や災害現場等へ、必要物資を輸送する。

なお、下水班及び給水班にて輸送が困難な場合は、受援対策班と調整し、外部からの人的支援を要請する。

### 2 物資受入れの役割分担

対応班	役割
総括班(環境安全部)	・物資の受入れの総合調整
受援対策班(総合政策部)	・国等の応援団体からの支援調整
備蓄支援物資班(経済部)	・必要物資の要望取りまとめ ・物資の状況把握、進捗管理 ・物資集積拠点の管理運営
農業班(経済部)	・食料の調達
下水班(上下水道部)	・物資の輸送
給水班(上下水道部)	・災害用備蓄品等の輸送 ・食料、生活必需品等の受入れ・供給
社会福祉協議会	・日常生活用具等の手配

### ⑥災害ケースマネジメントの構築の追加(震災 P8、風水害 P7)【新設】

地域の安全体制等の確保のために、被災者一人ひとりの状況・課題等を把握し、必要に応じ専門的な能力を有する関係者と連携して、解決に向け継続的に支援する「災害ケースマネジメント」について、専門的な能力を有する関係者や団体と連携し、サポート体制を構築する。

施策	内容	担当
災害ケースマネジメントの構築	被災者一人ひとりの状況を把握し、必要に応じた専門的支援の提供、被災者の自立や生活再建を支援するための個別相談や支援計画の作成等、各種有識者や団体等と連携し、サポート体制を構築する。	危機管理防災課 地域福祉課

### ⑦被災者支援システム運用の追加(震災 P7, 15, 98, 139, 140, 141、風水害 P14, 144, 177, 210, 211, 212)【新設】

避難者名簿作成や罹災証明発行等、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムを活用する。

施策	内容	担当
クラウド型被災者支援システムの運用	避難場所開設の際は、受付、報告業務や災害時要援護者への支援等業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムを活用する。	危機管理防災課 ・子育て支援課 ・地域福祉課

### ⑧女性、子ども等への配慮の強化(震災 P15, 99, 152、風水害 P14, 145, 179, 223)【新設】

震災時避難場所の運営に関して、配慮すべき事項を追加する。

災害時要援護者や女性、性的マイノリティへの配慮	<p>① 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性、性的少数者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース(障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間)等を開設当初から設置できるように努める。</p> <p>② 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更</p>
-------------------------	---

	衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 ③女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 ④LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。
--	---

⑨救急医療の強化、リハビリテーション追加（震災 P19, 116、風水害 P17, 189）【拡充】

災害医療救護連絡調整会議を設置し必要な体制を整える。

施策	内容	担当
医療体制の整備	加須医師会、加須市歯科医師会、加須市薬剤師会、 <u>加須保健所及び各防災機関と災害医療救護連絡調整会議を設置し、平時より情報収集及び医療救護等への連絡体制、災害時の医療班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施のための体制を整備する。</u>	<u>いきいき健康医療課</u>
<u>外部からの医療支援体制</u>	<u>災害時外部からの各種医療支援チームの応援を迅速かつ円滑に</u> <u>応援を受け入れる体制を整備する。</u>	<u>いきいき健康医療課</u>

災害リハビリテーションの追加

被災者の早期自立生活の回復や災害関連死予防のため、災害時に被災者が心身の健康を回復し、自立した生活を取り戻すための支援を関連機関に依頼する。

⑩避難所外避難者対策の追加（震災 P96、風水害 P146）【新設】

在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

⑪事前の備えの追加（震災 P146、風水害 P217）【新設】

市民行動計画に次の項目を追加する。

震災時	水害時			
<p>第1 住宅の耐震化、家具の固定</p> <p>大地震の被害は、住宅の倒壊や家具の転倒による被害が多く報告されている。震災から自らの生命・財産等を守るために、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人ひとりが、自らの問題として意識して耐震補強等取り組むことが重要である。</p> <p>また、地震時のけが等の原因は家具などの転倒によるものも多いため、家具の固定等積極的に対策し、室内の散乱防止及び避難経路を確保する。</p> <p>(1) 家の耐震化</p> <p>昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる「旧耐震基準」によって建築され、耐震性が不十分なものが多いため、建物の耐震診断や耐震改修工事を実施する。</p> <p>■市の助成制度</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>詳細</th> </tr> </table>	項目	対象	詳細	<p>第1 食料・飲料等の備蓄</p> <p>災害が発生した場合に備え、少なくとも3日から7日分生活できるような食料、飲料、日用品などを備蓄する。</p> <p>特に個別に必要な備蓄については、平時よりチェックし、災害時に備える。</p> <p>(例) 乳幼児がいる家庭：ミルク、離乳食、おむつなど</p> <p>高齢者がいる家庭：常備薬や介護用品など</p> <p>備蓄品の管理方法は、保管場所を分散させたり、普段使いの食品等を少し多めに買い置き消費したら新しい物を補充するローリングストック方式など有効な手段がある。</p> <p>■分散備蓄</p> <p>自宅の色々な場所に備蓄品を分散させておくことで、災害時に一部が使えなくなっても他の場所の備蓄品を利用することが可能である。</p>
項目	対象	詳細		

耐震診断	現在、居住している自己所有の木造住宅等(昭和56年5月以前に着工したもの)	加須市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱に定める。
耐震改修工事		加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱に定める。

## (2) 家具の固定

大地震時は、家具類の転倒・落下・移動が原因で負傷等することが多いことから、特に室内の備えは、重要である。対策を講じることで、倒れてきて下敷きになったり、破片でけがをしたり、家具が避難経路をふさいだりすることを防ぐことができる。また、家具類がストーブに転倒・落下・移動すると、火災など引き起こす危険があるため、二次災害を防ぐこともできる。

家具固定器具は、家具の種類、配置場所により、効果的な物を選定し、対策を複数組み合わせることで、家具の転倒や移動をより効果的に防ぐことができる。

### ■家具の固定器具等一例

種類	使用方法
L型金具 ベルト式器具	家具を壁にL型金具でネジ止める。
ポール式器具(突っ張り棒)	天井と家具の間に突っ張り棒を設置し、家具を固定する。
粘着マット ストッパー	具の底面に粘着マットを貼り付けることで、滑り止め効果を高める。
キャスター付き家具のロック	キャスター付きの家具は、移動時以外はキャスターをロックし、定位置に固定する。

## 第2 食料・飲料等の備蓄

震災が発生した場合に備え、少なくとも3日から7日分生活できるよう食料、飲料、日用品などを備蓄する。

特に個別に必要な備蓄については、平時よりチェックし、災害時に備える。

(例) 乳幼児がいる家庭: ミルク、離乳食、おむつなど

高齢者がいる家庭: 常備薬や介護用品など  
備蓄品の管理方法は、保管場所を分散させたり、普段使いの食品等を少し多めに買い置き消費したら新しい物を補充するローリングストック方式など有効な手段がある。

### ■分散備蓄

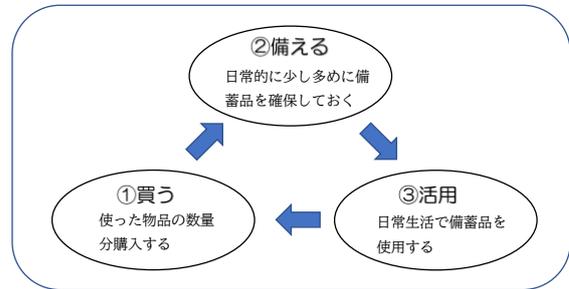
自宅の色々な場所に備蓄品を分散させておくことで、災害時に一部が使えなくなっても他の場所の備蓄品を利用することが可能である。

### ■ローリングストック方式

家庭で普段から使用している物や食品を使用期限や賞味期限により、期限が近い物から使用し、使用分については、補充する方法で、備蓄品を無駄なく使用できる有効な方法なのである。

### ■ローリングストック方式

家庭で普段から使用している物や食品を使用期限や賞味期限により、期限が近い物から使用し、使用分については、補充する方法で、備蓄品を無駄なく使用できる有効な方法なのである。



## 第2 非常用持ち出しバックの準備

震災が発生した場合、すぐに避難できるように、非常持ち出し品を平時より定期的にチェック持ち出し用バックを準備する。

また、非常用持ち出しバックは、玄関や寝室等すぐに持ち出せる場所に置いておく。

■非常用持ち出しバック中身一例(リストより自分必要な物を選定)

品目	詳細
飲料	最低1日分(1人あたり3リットル)
食料	パン、缶詰、栄養補助食品、あめ・チョコレート等
貴重品	通帳、カード、健康保険証、運転免許証のコピー、現金(小銭も含む)、マイナンバーカード
避難用具	懐中電灯、携帯ラジオ、笛・ブザー等
衛生用品	マスク、手指消毒液、生理用品、おむつ等
救急用具	救急箱、常備薬、処方箋の控え等
生活用品	携帯トイレ、トイレトペーパー、歯磨きシート、体ふきシート、ライター等
衣料品	下着、靴下、長袖、長ズボン、防寒用ジャケット、毛布、雨具等

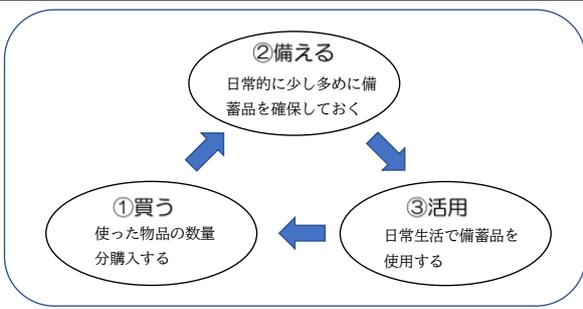
## 第3 家族の安否確認方法の確認

災害時は、家族の安否が気になるが、多くの方が電話やメール、インターネット等活用するため、つながりにくい状況となる。平時より家族間等で話し合い、安否確認方法を決めておくことが重要である。

### ■家族の安否を確認する方法

- ・災害用伝言ダイヤル171を活用活用する。
- ・携帯電話事業者の災害用伝言版等を活用する。
- ・水害時に落ち合う場所(避難場所)をあらかじめ決めておく。
- ・親戚や知人を決めておき、地震時に安否情報の取次ぎをしてもらう。

## 第4 避難先の確保、避難場所への経路確認 災害時は、自宅から避難所までの道のり



### 第3 非常用持ち出しバック等の準備

震災が発生した場合、すぐに避難できるよう、非常持ち出し品を平時より定期的にチェック持ち出し用バックや防災ボトルを準備する。また、非常用持ち出しバックは、玄関や寝室等すぐに持ち出せる場所に置いておく。

■非常用持ち出しバック中身一例（リストより自分必要な物を選定）

品目	詳細
飲料	最低1日分（1人あたり3リットル）
食料	パン、缶詰、栄養補助食品、あめ・チョコレート等
貴重品	通帳、カード、健康保険証、運転免許証のコピー、現金（小銭も含む）、マイナンバーカード
避難用具	懐中電灯、携帯ラジオ、笛・ブザー等
衛生用品	マスク、手指消毒液、生理用品、おむつ等
救急用具	救急箱、常備薬、処方箋の控え等
生活用品	携帯トイレ、トイレットペーパー、歯磨きシート、体ふきシート、ライター等
衣料品	下着、靴下、長袖、長ズボン、防寒用ジャケット、毛布、雨具等

### 第4 家族の安否確認方法の確認

災害時は、家族の安否が気になるが、多くの人々が電話やメール、インターネット等活用するため、つながりにくい状況となる。平時より家族間等で話し合い、安否確認方法を決めておくことが重要である。

■家族の安否を確認する方法

- ・災害用伝言ダイヤル171を活用活用する。
- ・携帯電話事業者の災害用伝言版等を活用する。
- ・地震時に落ち合う場所（避難場所）をあらかじめ定めておく。
- ・親戚や知人を決めておき、地震時に安否情報の取次ぎをしてもらう。

### 第5 避難先の確保、避難場所への経路確認

大地震時は、自宅から避難所までの道のりは、普段と違い通行できない場合もあることから、平時に実際に歩いてみるなど、危険箇所を把握し安全なルートを確認しておく。

事前にハザードマップや防災アプリ等活用し、避難場所を決め、具体的に自宅から避難場所までのマップを描き、危険箇所や避難時に役立つ情報等を書き込むなど災害に備える。

は、普段と違い渋滞等する場合もあることから、平時より、危険箇所を把握し安全なルートを確認しておく。

事前にハザードマップや防災アプリ等活用し、避難場所を決め、具体的に自宅から避難場所までのマップを描き、危険箇所や避難時に役立つ情報等を書き込むなど災害に備える。

## (2) 震災対策編改訂事項

### ①震災時補助避難場所の追加（震災 P102）【拡充】

現計画では、一定期間（仮設住宅設置まで）、避難が必要となった場合の避難場所である震災時補助避難場所を 12 箇所指定している。

令和 6 年能登半島地震の長期化する避難状況、避難スペースのプライバシーの保護や要配慮者（女性、子供、性的マイノリティ含む）への配慮等、幅広く避難者のニーズに対応できるよう震災時補助避難場所を 8 箇所追加し、計 20 箇所とする。

(現行) 施設	(改訂後) 施設
加須市民体育館、パストラルかぞ、市民プラザかぞ、不動岡高校、南篠崎体育館、ふじアリーナ、キャッスルきさい、SFA フットボールセンター、みのり、大利根総合福祉会館、大利根文化体育館、アスタホール	加須市民体育館、パストラルかぞ、市民プラザかぞ、不動岡高校、南篠崎体育館、ふじアリーナ、キャッスルきさい、SFA フットボールセンター、みのり、大利根総合福祉会館、大利根文化体育館、アスタホール <b>【追加】</b> 昭和中学校、加須西中学校、加須東中学校、加須北中学校、加須平成中学校、騎西中学校、北川辺中学校、大利根中学校

### ②北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置計画の追加【新設】

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、さらに後発地震が発生する可能性が高まった場合に、気象庁から発信される情報である。

本市は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（埼玉県全部）ではないが、情報が発表された際の市民、企業等へ地震への備えの再確認、先発地震の発生から 1 週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかけること等情報発信が必要であることから、新章（第 8 章）を設け、追加する。（埼玉県地域防災計画は令和 6 年 3 月改訂により追加）

## (3) 風水害対策編改訂事項

### ①線状降水帯に関する情報の追加（風水害 P105）【新設】

気象情報に、熊谷气象台が発表する 2 種類の線状降水帯予測情報の詳細を追加する。

- ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ
- ・顕著な大雨に関する気象情報

(追加)

「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」は、線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めていただくことを目的とし発表される。線状降水帯が発生しなくても大雨となる可能性が高い。

「顕著な大雨に関する気象情報」は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まる中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用し解説するもので、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表される。

## 2 スケジュール

令和6年度の実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
地域防災計画改訂（案）の作成	→												
改訂（案）修正作業				→									
関係課打合せ													
意見照会						●							
庁内検討委員会で検討							● 10.11						必要に応じて複数回開催
策定委員会で検討							● 10.21		● 12.10				必要に応じて複数回開催
県への協議									→				
防災会議										● 1.30			
パブリックコメント											→		防災会議後1ヶ月間
計画決裁												●	
議会（R7第1回）												●	

※計画改訂後の配布は、令和7年度を予定。